

監事監査規程

制定日	2014年（平成26年）8月28日
施行日	2014年（平成26年）8月28日
改訂日	
決裁機関	全監事合意→理事会報告
区分・レベル	運営基本－基本 レベル2
主管部署	総務人事課
版	第1版

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人シャンティ国際ボランティア会（以下「本法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第2条 監事は、本法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本法人の健全な運営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（業務・財産調査権）

第3条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事等の協力）

第4条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係事務所の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

（監査方法）

第5条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第3章 監事の意見陳述等

（差止請求）

第6条 監事は、理事が本法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより本法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（会計方針等に関する意見）

第7条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2. 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べるることができる。

（総会への報告）

第8条 監事は、社員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には総会に報告する。

（総会における説明義務）

第9条 監事は、社員総会において社員会員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

（監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述）

第10条 監事は、その選任・解任及び報酬について、社員総会において意見を述べるることができる。

第4章 監査の報告

（計算書類等の監査）

第11条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

（監査報告書）

第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2. 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。
3. 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する。

第5章 雑則

（改正措置）

第13条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

（附則）

この規程は、2014年（平成26年）8月28日から施行する。

以上